

社会福祉法人くさのみ福祉会 一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年8月15日 ～ 令和5年8月14日

2. 内 容

次世代育成支援対策推進法に基づく職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 男性の子育て支援目的の休暇の取得促進

<対策>

令和3年8月～ 子どもの出生時に父親が取得できる休暇（有給の特別休暇）の100%取得を図る

令和4年4月～ 子どもの出生時に父親が取得できる休暇（有給の特別休暇）制度を、出産時のみではなく生後1か月以内であれば使用できるものとし、職員に周知・活用させる

令和5年4月～ 子どもの出生において男性の育休取得に向けて環境整備に力を入れる

女性活躍推進法に基づく働き方改革の整備行動計画

休暇取得促進のための措置の実施

目標2 アニバーサリー休暇（有休特別休暇）の対象者をパート職員（雇用保険加入者）まで広げ100%取得をめざす

目標3 年次有給休暇取得率60%以上をめざす

<対策>

令和3年8月～ アニバーサリー休暇（ワークライフバランスのために取得する有休特別休暇）の対象者をパート職員（雇用保険加入者）まで広げ100%取得の向上に努める

令和4年4月～ アニバーサリー休暇の取得促進を継続しながら有給休暇取得状況の半期での確認、および計画年休取得への声掛けなどを行い有給休暇の取得率50%以上をめざす

令和5年4月～ 上記を継続して全体の有給休暇取得率60%以上をめざす